

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年4月26日
【事業年度】	第10期（自平成29年2月1日至平成30年1月31日）
【会社名】	アセンテック株式会社
【英訳名】	Ascentech K.K.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 直浩
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田練塀町3番地
【電話番号】	03-5296-9331
【事務連絡者氏名】	管理本部長 佐藤 正信
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田練塀町3番地
【電話番号】	03-5296-9331
【事務連絡者氏名】	管理本部長 佐藤 正信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月	平成30年1月
売上高 (千円)	2,359,258	2,603,714	2,180,727	3,275,608	4,326,644
経常利益 (千円)	34,991	50,689	1,712	217,740	268,627
当期純利益又は当期純損失 (千円)	16,827	29,208	2,128	140,110	188,116
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	65,000	65,000	65,000	71,205	227,410
発行済株式総数 (株)	27,000	27,000	27,000	1,399,000	3,285,700
純資産額 (千円)	494,300	523,509	527,666	671,734	1,169,452
総資産額 (千円)	1,031,767	904,702	814,784	1,274,118	2,183,767
1株当たり純資産額 (円)	182.75	193.57	195.11	239.99	355.87
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	10 (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	6.27	10.81	0.78	50.34	60.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	57.86
自己資本比率 (%)	47.82	57.77	64.66	52.70	53.55
自己資本利益率 (%)	3.57	5.75	0.41	23.38	20.44
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	56.83
配当性向 (%)	-	-	-	-	16.70
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	197,863	373,895	214,284	27,286
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	37,616	27,844	7,802	103,912
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	2,242	109,960	4,900	305,459
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	105,102	397,118	602,634	775,447
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	49 (-)	54 (-)	55 (-)	60 (-)	62 (-)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第6期、第7期及び第9期においては、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第8期においては、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。第10期においては、当社株式は、平成29年4月25日に東京証券取引所マザーズに上場しており、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

5. 株価収益率については、当社株式は第9期まで非上場であるため、記載しておりません。
6. 第7期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、第6期の財務諸表につきましては、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算定した各数値を記載しております。
なお、第7期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第6期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 第6期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 第6期から第9期は、無配のため、1株当たり配当額及び配当性向の記載はありません。
9. 当社は、平成28年12月7日付で普通株式1株につき、50株の割合、平成29年9月1日付で普通株式1株につき、2株の割合で株式分割を行っております。このため、第6期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は、1株当たり当期純損失金額及び、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

年月	概要
平成21年2月	株式会社エム・ピー・ホールディングス（現㈱インタ・ホールディングス）の新設分割子会社として、東京都新宿区に株式会社エム・ピー・テクノロジーズ（資本金5,000万円）を設立 仮想デスクトップソリューションの関連製品・サービスの販売を開始
平成24年3月	秋葉原にV D Iイノベーションセンターを設立
平成24年10月	「アセンテック株式会社」に社名変更。本店所在地を現在地（東京都豊島区南池袋）に移転
平成24年10月	日本セーフネット株式会社とP K IベースU S B認証トークン及びワンタイムパスワード等の認証製品全般に関するリセラー契約を締結
平成25年3月	株式会社ネットワークと業務提携
平成25年4月	資本金を6,500万円に増資
平成25年9月	Nimble Storage, Inc.と代理店契約を締結
平成26年1月	Atrust Computer Corp.と国内ディストリビュータ契約を締結
平成26年1月	日本マイクロソフト株式会社の提供するクラウド統合ストレージソリューション「StorSimple」の国内サービス販売開始
平成26年10月	デル株式会社とプレミアパートナー契約を締結
平成27年8月	GMOインターネット株式会社とリセラーパートナー契約を締結
平成27年11月	「Resalio（レサリオ）」シリーズのクラウドクライアントデバイスとして、Resalio Lynx 300、500を発表
平成27年12月	「Resalio」シリーズの仮想デスクトップサービスとして、GMOインターネット株式会社のクラウド基盤を活用した「Resalio DaaS（レサリオ・ダース）」のサービス提供を開始
平成28年3月	資本金を7,120万円に増資
平成28年10月	独自ソリューションである仮想デスクトップ専用サーバ「リモートPCアレイ」の販売提供を開始
平成29年4月	東京証券取引所マザーズ市場へ上場
平成29年10月	本店所在地を東京都千代田区神田練堀町に移転
平成29年10月	日本ヒューレット・パカード株式会社と一次店契約を締結

3【事業の内容】

近年、インターネットの普及により、サイバー攻撃等に対するセキュリティ対策が重要になってきていると考えております。当社は、情報セキュリティ対策として、セキュリティソリューションのひとつである仮想デスクトップ（注1）ソリューションを中心に事業を展開しております。

事業を展開するうえで、当社は、海外メーカーと1次代理店契約を締結し、商品の輸入・販売・保守を行っております。また、当社は、国内のお客様の要望に応え、当社オリジナル製品・サービスを自社ブランド「Resalio（レサリオ）」（注2）として開発・販売しております。

また、特に、仮想デスクトップシステムを提供するうえでは、メーカーの技術認定試験に合格した専門のエンジニアが必要と考えております。当社は、プロフェッショナルサービスとしてメーカーの技術認定試験に合格した専門のエンジニアがコンサルティングから保守・運用までの一貫したサービスを提供する体制を構築しております。

さらに、仮想デスクトップを利用する際、お客様がハードウェア、ソフトウェアを購入することなく、月額で利用できるクラウド型の当社オリジナルサービスも提供しております。

販売形態としましては、取扱商品、当社開発製品及びプロフェッショナルサービスは、システムインテグレータ（注3）経由でエンドユーザ企業に提供しております。また、一部のエンドユーザ企業におきましては、エンドユーザ企業からの指定により例外的に直接、製・商品及びサービスを提供しております。

当社の事業セグメントは、単一のITインフラ事業であります。ITインフラ事業は、仮想デスクトップビジネス、仮想インフラ及びストレージ（注4）ビジネス、プロフェッショナルサービスビジネス、クラウドサービスビジネスの4つの事業領域で構成しております。以下に事業領域ごとの内容を記載します。

仮想デスクトップビジネス

当社が提供する仮想デスクトップとは、デスクトップ環境をサーバ側に集約しネットワークを介してデスクトップの画面イメージを配信し、シンクライアント（注5）端末やパソコン、タブレットなどによりユーザが利用するソリューションです。

端末にデータを保存しないことによりセキュリティ性が向上するほか、システム管理者が集中管理できることにより、運用管理の負担が軽減されるといったメリットがあると考えております。

当社は、仮想デスクトップソフトウェアを提供するシトリックス・システムズ・ジャパン(株)の1次代理店として、企業における仮想デスクトップの普及に取り組んでおります。

a 仮想デスクトップの概要

下図のとおり、仮想デスクトップの利用により、端末側にデータが保存されないため、端末の紛失や、盗難が生じた場合にも、データ流出のリスクが低減されると考えております。

（仮想デスクトップの概要）



b シンクライアントの概要

仮想デスクトップの端末としては、一般のWindowsパソコンも利用可能ですが、Windows OSにはウイルスが侵入するリスクが内在すると考えております。当社では、その課題に対応するために、Windows OS、ハードディスクを搭載せず、ウイルス侵入のリスクをより低減した、シンクライアントを提供しております。

シンクライアントは、仮想デスクトップ環境での利用に特化した端末で、Windowsパソコンと同等の操作感での利用が可能です。

仮想インフラ及びストレージビジネス

近年、多くの企業には、IT利用の多様化によりITシステムへの高いパフォーマンス要求といった課題が存在すると考えております。仮想デスクトップシステムを導入する企業も、サーバ側に集約されたストレージを複数のユーザが共有する仮想インフラにおいて、同様の課題があります。

当社は、このような課題を解決するために、ITインフラによる改善・対応が必要になると考え、主として、フラッシュストレージを提供しております。

ストレージソリューションの概要

フラッシュストレージとは半導体メモリーであるフラッシュメモリーを活用したストレージで、従来の磁気ディスク方式に比べモーター等の部品がないため、一般に高速、低消費電力、高寿命であるとされています。

フラッシュストレージは、高いパフォーマンス要求に対応し、ユーザーデータを高速に入出力処理及び保存することできると考えております。

プロフェッショナルサービスビジネス

仮想デスクトップを導入する企業においては、システムを構築、利用するうえで、技術支援サービスが必要と考えております。

当社は、仮想デスクトップの検討段階におけるコンサルティングから構築段階における設計・構築、利用段階における保守、運用までの一貫した技術支援サービスを、メーカーの技術認定試験に合格した専門のエンジニアが提供しております。

a コンサルティングサービス

コンサルティングサービスは、仮想デスクトップを導入、検討されているお客様の現状を把握し、要件を洗い出し、仮想デスクトップに関する要件定義を作成いたします。その後、システムを構成する推奨機器、ソフトウェア等の情報をまとめます。コンサルティングサービスは、より高品質かつ安定的なシステム構築へ導く、重要なサービスとなっています。

b 設計・構築サービス

設計・構築サービスは仮想デスクトップ環境を実際に生成するための主要サービスです。要件定義に従って、設計から構築そしてサービスの本番開始、ドキュメント作成までを実施いたします。プロジェクトの規模にもよりますが、通常当社エンジニア3～8名程度のチーム編成を組み3～10ヶ月程度の期間でプロジェクトを遂行いたします。

c 保守・運用サービス

当社は、お客様へのアフターサポートを最大限ご支援すべく、保守・運用サービス体制強化に力を注いでいます。お客様に仮想デスクトップ環境を安定的にご利用いただくうえで、保守・運用サービスは、とても重要な要素と考えています。

当社では、仮想デスクトップにおいて障害が発生した場合、まず障害の原因がどこにあるのかを究明いたします。原因を特定した後、その原因となる商品を提供しているメーカーに障害報告並びに改善依頼を実施、早期復旧に向けての活動を行っております。

クラウドサービスビジネス

従業員10～50人規模の事業者においては、これまで仮想デスクトップはコスト面や複雑性により、導入が困難と考えられていました。

当社は、このような課題に対し、自社でITインフラを所有せずに月額で利用可能な仮想デスクトップのクラウド型サービスを提供しております。これにより同規模の事業者においても仮想デスクトップの導入がこれまでより容易になると考えております。

当社は、GMOインターネット(株)との協業により、仮想デスクトップのクラウド型サービス「Resalio DaaS (レサリオダース)」(注6)のほか、ログイン認証を2段階で行うことでセキュリティを強化する日本セーフネット(株)のクラウド認証サービス「Authentication SERVICE (オーセンティケーション サービス)」なども提供し、クラウドサービスの進展に取り組んでいます。

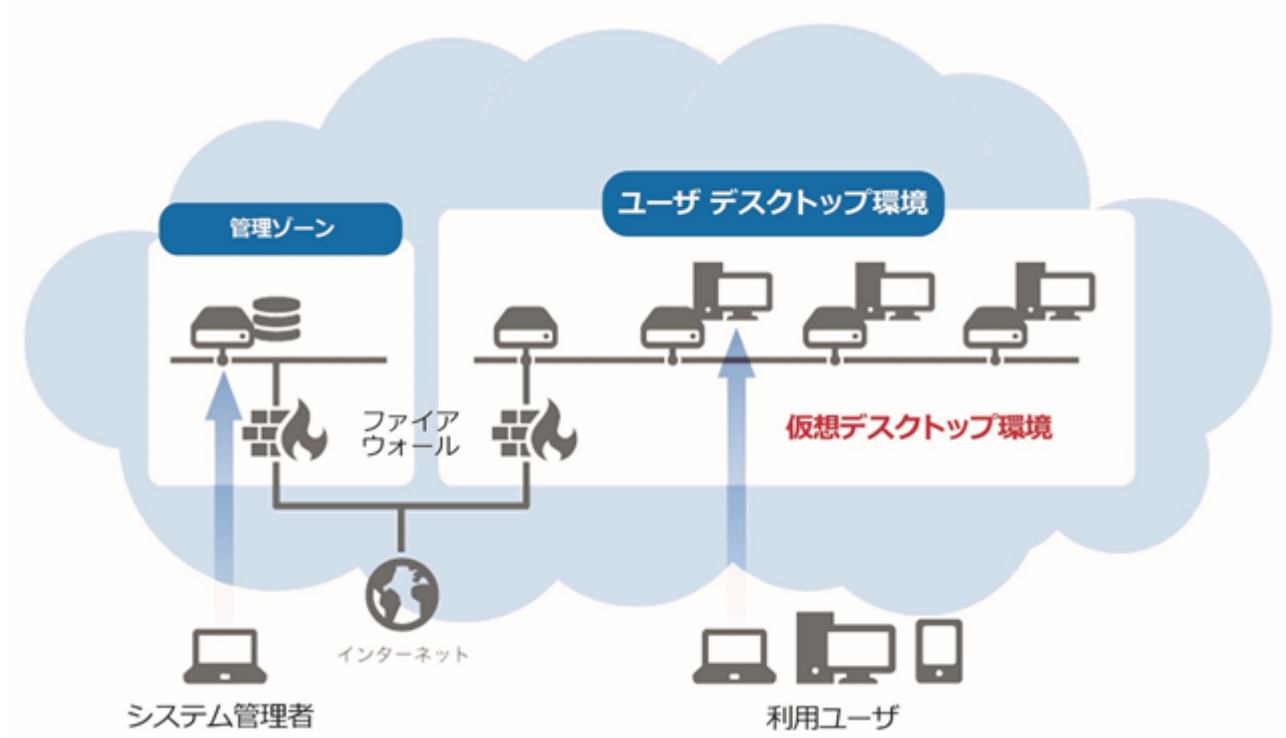
a クラウドサービスの概要

当社は仮想デスクトップに必要な機能及びITインフラをクラウド上に構築し、お客様がインターネット経由で、仮想デスクトップとして利用ができるサービス「Resalio DaaS(注6)」を提供しています。

これにより、お客様は、ITインフラを自社保有することなく、仮想デスクトップ環境を月額の利用料をお支払いいただくことで、利用が可能となります。

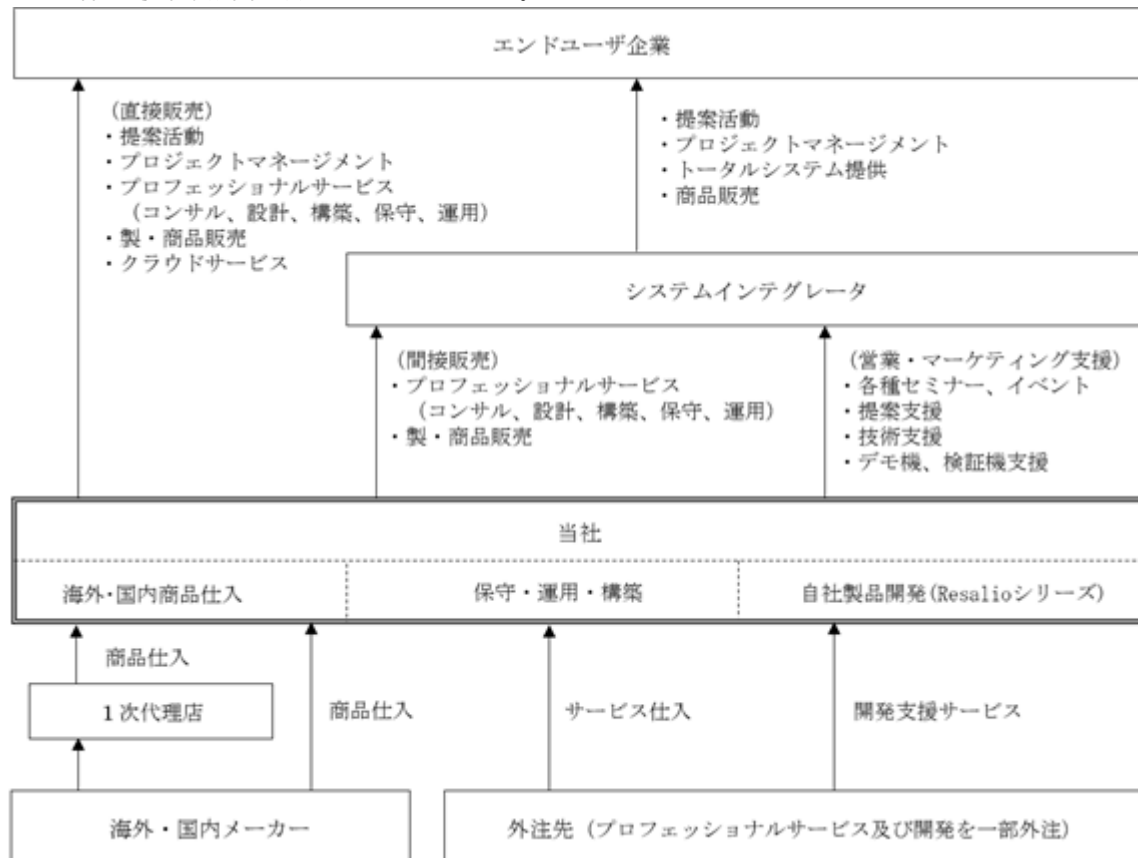
下図のとおり、お客様のシステム管理者は、利用ユーザの登録や、初期パスワードの設定等を行います。お客様の利用ユーザは、既存の端末やシンクライアントにより、クラウド上に生成された各自のWindowsデスクトップ環境にアクセスし、利用が可能になります。

(Resalio DaaSソリューション概要図)



事業系統図

当社の事業系統図は次のとおりであります。



用語解説

注1	仮想デスクトップ	デスクトップ (Windowsユーザ環境) をサーバ側に集約し、ネットワークを介してデスクトップの画面イメージを配信し、シンクライアント、パソコン、タブレット等の端末よりサーバ上のWindowsユーザ環境を利用できるソリューションで、端末にデータを保存できないことから、端末からの情報漏洩を防止することが可能となります。
注2	Resalio (レサリオ)	当社オリジナル製品・サービスに適用するブランド名称。 (商標登録: 4997726)
注3	システムインテグレータ	日本の情報システム産業において、コンサルティングから設計、開発、運用・保守・管理までを一括請負する企業。
注4	ストレージ	コンピュータにおけるデータを保存する補助記憶装置。媒体としては主に磁気ディスクを利用したハードディスクと半導体メモリーを利用したフラッシュストレージに分類されます。
注5	シンクライアント	仮想デスクトップ環境での利用に特化した端末。Thin (薄い) Client (クライアント) の名前の通り、一般に利用されるパソコンと比較して、ハードディスクを内蔵しないため、セキュリティ性に優れた端末。
注6	DaaS (ダース)	Desktop as a Serviceの略で、仮想デスクトップを利用する際に、ユーザがIT資産を自社保有せず、クラウド業者が提供する仮想デスクトップを月額で利用する形態のサービス。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年1月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
62	39.3	5.8	5,290

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業は、ITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度（平成29年2月1日～平成30年1月31日）におけるわが国経済は、全体的に緩やかな回復基調で推移していますが、海外における不安定な政治動向や地政学的リスクなどの影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況は続いております。

当社の属するIT業界においても、企業の積極的なIT投資を背景に概ね良好な事業環境が継続したものの、先行きにつきましては、その影響が懸念される状況となっております。当社の主力事業であるITインフラ分野は、サイバー攻撃がますます巧妙かつ複雑化し、国家、企業にとって重大な経営リスクとして認知され、投資が拡大傾向にあります。

このような事業環境のもと、新たにクラウド連携アーカイブソリューションなどの取扱を開始したことで、ストレージ製品のラインナップが充実し、仮想インフラ及びストレージ事業の製品提案力の強化につながりました。

また、GPU（グラフィックス・プロセッシング・ユニット）ソリューションのパートナーとなったことで、仮想環境でのCADなどの高度なアプリケーションをより快適に利用できるソリューションが提案可能となり、新たな顧客の開拓に取り組みました。

また、既存のWindowsPCを容易にシンクライアント化できる新しい自社製品「Resalio Lynx 700」の開発もを行い、販売を開始しました。

当事業年度の売上高においては、政府による働き方改革の推進により、テレワーク導入案件は引き続き拡大の一途となっており、それに伴い、そのキーテクノロジーである仮想デスクトップ需要の高まりや、さらに既存の仮想デスクトップユーザの買替需要も加わり、仮想デスクトップビジネスの事業領域が堅調に推移しました。

なお、近年SSDの技術進化とコスト低減により、急速に世代交代が進み、フラッシュストレージを中心とした先進ストレージの高い需要が継続したことにより、仮想インフラ及びストレージの事業領域も堅調に推移しました。

利益面では、上記の売上高の増加に加え、仮想デスクトップを展開するうえでの当社のコンサルティングサービス等のプロフェッショナルサービスが増加し、業績向上に貢献しました。一方で当事業年度においては、10月2日に本社移転を行ったことによる一時的な費用の発生などがありました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高4,326,644千円（前年同期比32.1%増）、営業利益253,884千円（前年同期比2.2%増）、経常利益268,627千円（前年同期比23.4%増）、当期純利益188,116千円（前年同期比34.3%増）となりました。

なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2)キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ、172,812千円増加し、775,447千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により支出した資金は、27,286千円（前事業年度は、214,284千円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益268,627千円の計上、仕入債務の増加額447,447千円があった一方で、売上債権の増加額602,070千円、たな卸資産の増加額51,968千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により支出した資金は、103,912千円（前事業年度は、7,802千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出55,240千円、敷金の差入による支出47,981千円が生じたことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により得られた資金は、305,459千円（前事業年度は、4,900千円の収入）となりました。これは、株式の発行による収入292,510千円が生じたことによるものであります。

2【生産、仕入、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度の生産実績を示すと以下のとおりであります。なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の生産実績の記載は省略しております。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)	前年同期比(%)
ITインフラ事業 (千円)	195,160	109.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 金額は製造原価によっております。

(2) 仕入実績

当事業年度の仕入実績を示すと以下のとおりであります。なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の仕入実績の記載は省略しております。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)	前年同期比(%)
ITインフラ事業 (千円)	3,539,340	134.5

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 金額は仕入価格によっております。

(3) 受注状況

当事業年度の受注状況を示すと以下のとおりであります。なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の受注状況の記載は省略しております。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
ITインフラ事業	4,555,341	116.4	674,354	94.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 金額は販売価格によっております。

(4) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと以下のとおりであります。なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載は省略しております。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)	前年同期比(%)
ITインフラ事業 (千円)	4,326,644	132.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 金額は販売価格によっております。
3. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)		当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	261,804	8.0	1,160,277	26.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

a 当社のミッション

「簡単、迅速、安全に！お客様のビジネスワークスタイルの変革に貢献する。」であります。最先端ITソリューションを常に追い求め、お客様に利便性向上とセキュリティ強化を実現する製品・サービスをお届けしてまいります。

b 経営理念（コミットメント）

イ チームワーク

営業、SE、マーケティング、管理が一丸となり、「Team Ascentech」としてお客様をご支援いたします。

ロ 即応性

シンプルかつコンプライアンスを遵守した意思決定プロセスのもと、迅速に、お客様のご要望に対応いたします。

ハ スキル

常に最新の技術を察知・習得し、お客様に最新情報をお届けいたします。さらに個々のスキル向上を目指し、高品質なサービスを提供いたします。

ニ フェアネス

他社、他製品の誹謗中傷はいたしません。技術的見地になつて、公正かつ中立的な立場で、お客様に最適解をお届けいたします。

ホ コスト意識

社員全員がコスト意識をもち徹底して無駄を排除いたします。原価低減を図り、お客様により使い易い料金体系で製品・サービスを提供いたします。

上記を当社社員のコミットメントとし、お客様目線にたつて事業展開を行っております。

(2) 経営戦略及び経営環境

当社の属するIT業界は、企業におけるIT利用の利便性向上とセキュリティ強化をキーワードに、市場が拡大しております。そのような環境のもと、当社は海外ベンダーの製品のうち、仮想デスクトップ及びそれらを実現する仮想インフラに関連した製品に特化して取り扱い、仮想デスクトップ専門の特定のベンダーの製品だけでなく、複数のベンダーの製品を取り扱うトータルソリューションベンダーとして、会社の基盤を固め成長してまいりました。

仮想デスクトップソリューションは、昨今、社会的な課題となっている以下の3つの問題を解決できる先進かつ効果的なテクノロジーであると考えております。

- a 情報漏洩、盗難事故等「情報セキュリティ問題」
- b 災害発生時におけるデータ消失等「事業継続問題」
- c 在宅勤務や人材雇用を促進する「働き方改革」

当社はこれらの課題に対応すべく、さらなる海外テクノロジーベンダーとのアライアンスの強化や、アセンテックプロフェッショナルサービス体制の強化、オリジナル製品の開発のラインナップの強化に努め、長年に渡って持続的な成長の実現を図ってまいります。

(3) 対処すべき課題

a 優秀な人材の採用と育成について

当社が行う事業は、企業の社内システム全体に関わる広範な知識と経験、技術力を必要としております。そのため当社では、各分野に秀でた専門的な人材とともに全体をコーディネートする管理責任者の育成及び採用を積極的に進めております。

また、国内外の企業との提携等により技術的交流を深め、この分野のスキル維持向上に努める次第であります。

b コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化と内部管理体制の強化が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査役会の設置や内部監査及び内部統制システムの整備によりその強化を図っているところです。

また、内部管理体制については、管理部門の増員を実施しておりますが、適時開示の重要性が高まるなか、適時開示の専任者の採用を図ることなど、一層の体制強化が必要であると認識しております。

c 自社開発製品の拡充及び継続収入の売上比率向上

当社がResalioシリーズとして販売している製品については、OSや端末のバージョンアップ、また顧客のシステムに対応するために開発力の強化を必要としております。自社開発製品の拡充については、開発の専任者の採用のほか、顧客ニーズに対応した商品をスピーディーに企画・開発する対応力を高める努力を続けることで、拡充を図ってまいります。

また、当社は継続収入の売上比率が低いことから、収益基盤を一層強固なものにする必要があると考えております。

継続収入の売上比率向上については取扱商品ごとの技術サポート契約（インシデント対応保守、オンサイト保守、センドバック保守、マルチベンダー保守など）の拡充やResalioシリーズなどのクラウドサービスの拡販などにより、向上を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 技術革新への対応について

当社は、現状、最先端の技術革新の把握に支障を来したことはありませんが、仮想化ソリューション市場は技術革新のスピードが速いため、当社が技術革新に対応できない場合には、業界標準に対応できない或いは顧客ニーズを捉えられないことなどにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 品質管理について

当社が行っているITインフラ事業について、仮想デスクトップ環境を構築するために用いられるソフトウェアは、顧客の基幹業務システムに組み込まれて用いられております。当社は、システムの構築に当たって、ソフトウェアを仕入れた段階で当社が独自に定めた品質テストを行うことに加え、客先でのシステム構築作業が完了した時点においても顧客と合意をした品質テストを行って最終確認を実施することとしており、システムの品質管理には細心の注意を払っております。

当社は、顧客から案件を受託する際に締結する契約に免責条項を設ける場合もありますが、顧客の基幹業務システム等に組み込まれた当社システムが不具合を起こした場合、顧客より損害賠償請求を受けることなどにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替リスクについて

当社は、海外から仕入れるソフトウェア、ハードウェアの代金を米ドル建てで仕入れております。当社の業績は、為替変動の影響を受ける可能性がありますので、為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を目的に為替予約を行うことを基本として対応しております。今後、当社の事業拡大に伴って、外貨建て取引の数量割合が増加して、適切に為替変動リスクを回避することができない場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 小規模組織であることについて

当社は本書提出日現在、取締役4名（うち非常勤取締役2名）、監査役3名（うち非常勤監査役2名）、従業員66名と組織規模が小さく、内部管理体制や業務執行体制も当該組織規模に応じたものとなっております。従って、当社の役員や従業員が病気や怪我等により業務を遂行する上で支障が生じた場合や転職等により人材が社外に流出した場合には、当社の業務に支障が生じる可能性があります。

現在、当社は、より組織的な社内管理体制を整備・運用するように努めておりますが、適切かつ十分に組織的な対応ができるか否かは不確実であり、当社の事業遂行及び拡大に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は今後とも外部からの採用と従業員の人材育成に努め、内部管理体制及び業務執行体制の強化を図る所存であります。急激な業務拡大が生じた場合、十分な人的・組織的対応が取れない可能性があります。また、今後の人員増加に伴い、先行して一時的に人件費負担が増加する場合も想定され、そうした場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 代表取締役社長及び取締役副社長への依存について

当社は小規模であることもあって、代表取締役社長である佐藤直浩及び取締役副社長である松浦崇が中心となって、経営方針や事業戦略の決定、事業計画の立案と推進を行っており、両氏は、当社が事業を遂行する上で、重要な役割を果たしております。また、当社の事業運営における両氏の知識や経験、当社の株主や取引先との関係についても、両氏に多くを依存している状況となっております。

このため、当社では、両氏への過度な依存を改善すべく、事業体制において全社的な組織の構築や人材の育成に努めております。今後、これらの諸施策に取り組むことや当社の実績を積み上げることにより、両氏の知識や経験に過度に依存することなく、円滑に事業を遂行することが可能となると考えております。

ただし、当面の間は、両氏への依存度が高いままの状態で見込まれます。現時点で両氏が退任する予定はありませんが、両氏が理由の如何に関わらず当社業務を継続することが困難となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保について

当社が行う事業は、ハードウェアとソフトウェア並びにネットワークを統合するというシステム全体のインテグレーションに関わる広範な知識と経験、技術を備えた人的資本により成り立っております。そのため既存の従業員に加えて、優秀な人材を確保・育成することは、今後、当社が事業を拡大する上で極めて重要であると認識しております。

また、優秀な人材の確保や従業員のインセンティブのために、能力主義やストック・オプションなどを取り入れた報酬プログラムを実践しております。しかしながら、現在在職している人材が流出するような場合、または当社の求める人材が十分に確保できなかった場合、今後の事業展開も含めて事業拡大及び将来性に影響を及ぼす可能性があります。

また、人材の獲得が順調に行なわれた場合でも、人件費、設備コスト等固定費が増加する場合も想定され、その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 新株予約権による希薄化

当社は役員及び従業員に対して、モチベーションの向上を目的としたストック・オプションを付与しております。今後新株予約権の行使が行われた場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は208,000株であり、発行済株式総数3,309,100株の6.3%に相当します。

(8) 法的規制について

当社の事業に係る法律として、「個人情報の保護に関する法律」「労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）」「電器用品安全法」等の関連法令による規制の適用を受けております。当社では、これらの関連法令の遵守に努めておりますが、万が一法令違反に該当するような事態が発生した場合や、当該法令の変更や新たな法令の施行等により事業上の制約を受けるような場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 取引依存度の高い相手先について

a 販売先

当社のITインフラ事業では、顧客企業のITインフラの導入時期に応じて、特定の取引先への販売金額への依存度が高くなる場合があります。株式会社エヌ・ティ・ティ・データへの売上金額及び当該売上金額の総売上金額に対する割合は下表のとおり高い状況となっております。今後は、パートナー数の拡大により、特定の案件への依存度を低下させていく方針ですが、受注する案件の規模によっては一時的に特定の取引先に対する売上高の依存が生じ、当該取引先との取引量の変化が当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	前事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)		当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	261,804	8.0	1,160,277	26.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b 仕入先

当社は受注する製品によって、特定の取引先への仕入金額への依存度が高くなる場合があります。Atrust Computer Corporation、Nimble Storage, Inc及びシトリックス・システムズ・ジャパン(株)への仕入金額及び当該仕入金額の総仕入金額に対する割合は下表のとおり高い状況にあります。

上記取引先を含む主な仕入取引先とは、良好な関係を構築しておりますが、万一、取引が解消される場合や取引条件が大幅に変更される場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

相手先	前事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)		当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
デル株式会社	412,763	15.7	1,123,375	31.7
Atrust Computer Corporation	537,566	20.4	756,008	21.4
Nimble Storage, Inc	512,109	19.5	527,732	14.9
シトリックス・システムズ・ジャパン株式会社	483,009	18.4	487,106	13.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(10) 仕入先との代理店契約について

当社は、主な仕入先と「代理店契約」を締結しています。これらの契約は、独占・非独占に関わらず、仕入先側の通告により、契約期間の満了により終了することがあります。仕入先毎に、終了条件の有無、事前通告の要不要、その期間・手段等に相違があり、当社がその対抗策・代替手段を検討する期間にも相違が出ることを考えられるため、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 競合について

当社のITインフラ事業では、事業者間の受注競争が激しい状況にあり、今後も一層の激化が想定されます。当社においては、ネット広告、セミナー開催、海外ベンダーとの関係強化、業界における導入ノウハウと技術者によるパートナー支援、きめ細かな顧客対応等により競争力を維持・向上させていく方針であります。競合他社との差別化が困難となった場合には、受注や採算性の確保が困難となり、当社の事業活動、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 関連当事者との取引について

当社は、第10期事業年度（自平成29年2月1日 至平成30年1月31日）において、当社主要株主（個人）が議決権の過半数を所有している会社等である栄進商事株式会社との間に以下の取引があります。

当社では、原則的に関連当事者との取引は行わない方針ですが、関連当事者との取引を行う必要が生じた場合には、その必要性及び取引条件の妥当性等に留意して、取締役会の決議により行うこととしております。

なお、栄進商事株式会社との取引については、平成29年中の事務所移転に伴い、契約を解消しております。

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	栄進商事株式会社 (注)3	東京都豊島区	10,000	不動産	-	不動産賃貸借契約	賃貸借契約に伴う家賃 (注)2	14,532	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産賃貸借契約に伴う家賃の取引金額については、近隣の相場を勘案して決定した年間の賃借料及び敷金を記載しております。

3. 当社の主要株主永森信一が、同社の発行済株式の35%を保有しております。

(13) 大株主との関係について

本書提出日現在、当社の筆頭株主である永森信一氏が所有している株式数は、1,212,000株存在し、発行済株式総数3,309,100株の36.63%に相当します。また、永森信一氏が発行済株式の100%を所有する株式会社システム・ピットの代表取締役社長である萬歳浩一郎は、当社の取締役を兼任しております。なお、当社の取締役である萬歳浩一郎は、永森信一氏の二親等内の親族であります。

永森信一氏は現時点においては、当社株式を中長期的に保有する方針ですが、今後の株価の推移等によっては比較的短期に売却する可能性もあり、当該株式の売却が市場で行われた場合や株式市場での売却の可能性が生じた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。さらに、市場での売却ではなく特定の相手先への譲渡を行った場合には、当該譲渡先の保有株数や当社に対する方針によっては、当社の事業戦略等に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当事業年度の研究開発活動は、従来どおり、「簡単、迅速、安全に！お客様のビジネスワークスタイル変革に貢献する。」をミッションとして、より高いセキュリティと効率性の高いIT環境を提供できる製品を開発すべく、研究を日々積み重ねております。

ITインフラ事業において、自社開発独自製品である既存のPCにUSBを差し込むことにより、PCをシンクライアント端末として仮想環境へ接続することが可能となるUSBシンクライアント「Resalio Lynx 300」のバージョンアップによる機能改善や、新たに既存のWindowsPCをソフトウェアでシンクライアント化できる新しい自社製品「Resalio Lynx 700」の開発などを行いました。当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は17,735千円でありま

す。
なお、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、当事業年度末における財政状態、事業年度における経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末の資産合計は、2,183,767千円と前事業年度末に比べて909,648千円の増加となりました。これは主に、売掛金が602,070千円及び現金及び預金が172,812千円増加したためであります。

(負債)

当事業年度末の負債合計は、1,014,315千円と前事業年度末に比べて411,930千円の増加となりました。これは主に、買掛金が447,447千円及び前受金が39,266千円増加したためであります。

(純資産)

当事業年度末の純資産合計は、1,169,452千円と前事業年度末に比べて497,717千円の増加となりました。これは主に、資本金及び資本準備金がそれぞれ156,204千円増加、当期純利益188,116千円の計上により利益剰余金が増加したためであります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度の売上高は4,326,644千円となり、前事業年度より、1,051,036千円の増加となりました。主な要因は、政府による働き方改革の推進により、テレワーク導入案件は引き続き拡大の一途となっており、それに伴い、そのキーテクノロジーである仮想デスクトップ需要の高まりや、さらに既存の仮想デスクトップユーザの買替需要も加わり、仮想デスクトップビジネスの事業領域が堅調に推移しました。

なお、近年SSDの技術進化とコスト低減により、急速に世代交代が進み、フラッシュストレージを中心とした先進ストレージの高い需要が継続したことにより、仮想インフラ及びストレージの事業領域も堅調に推移しました。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は売上高の増加により3,627,967千円となり、前事業年度より、989,082千円の増加となりました。以上の結果、当事業年度の売上総利益は698,677千円（前事業年度に比べ61,954千円増加）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は444,792千円となり、前事業年度より、56,563千円の増加となりました。主な要因は、外形標準課税適用法人となったことによる租税公課10,561千円の増加や、人員増等に伴う給料及び手当9,272千円の増加、ならびにオフィス移転に伴う地代家賃10,345千円の増加などがあったことによるものであります。以上の結果、当事業年度の営業利益は253,884千円(前事業年度に比べ5,390千円増加)となりました。

(営業外損益、経常利益)

当事業年度の営業外損益は14,742千円となりました。主な要因は、為替差益が15,251千円発生したことによるものであります。以上の結果、当事業年度の経常利益は268,627千円(前事業年度に比べ50,887千円増加)となりました。

(当期純利益)

法人税等合計は、税引前当期純利益の増加に伴う課税所得の増加を主な要因として80,510千円と前事業年度より、2,881千円の増加となりました。以上の結果、当事業年度の当期純利益は188,116千円(前事業年度に比べ48,005千円増加)となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度に実施した設備投資の額は、64,379千円であり、主なものは、当社取扱製品のデモや、検証をするためのサーバやストレージの取得及び新製品販売のための貸出機の取得14,532千円及び新オフィスの工事など31,386千円、保守サービスを提供するための交換機器の取得10,246千円によるものであります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

平成30年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	社内システム 検証用・デモ用資 材 保守用部材	30,421	40,533	1,152	72,106	62

(注) 1. 金額に消費税等は含まれておりません。

2. 現在、休止中の主要な設備はありません。

3. 本社建物を賃借しており、年間賃借料は54,336千円であります。

4. 当社はITインフラ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,192,000
計	11,192,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成30年1月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成30年4月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,285,700	3,309,100	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株で あります。
計	3,285,700	3,309,100	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成30年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成23年8月29日取締役会決議及び平成23年8月30日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の数(個)	116(注)1	10(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,600(注)1、6	1,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71(注)2、6	71(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成25年9月1日 至平成30年8月31日	自平成25年9月1日 至平成30年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 71 資本組入額 36(注)6	発行価格 71 資本組入額 36(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

本新株予約権の権利者（以下、「本新株予約権者」という）の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。

本新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が、任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

第1回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第1回新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

（注）4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 当社は、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の割合、平成29年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

第2回新株予約権 平成23年8月29日取締役会決議及び平成23年8月30日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の数(個)	120(注)1	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	-
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000(注)1、6	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	83(注)2、6	-
新株予約権の行使期間	自平成25年9月1日 至平成30年8月31日	-
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 83 資本組入額 42(注)6	-
新株予約権の行使の条件	(注)3	-
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	-
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

本新株予約権の権利者(以下、「本新株予約権者」という)は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。また、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社普通株式の株式価値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使できないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- a 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- b 当社が法令や証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- c 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- d その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

第2回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第2回新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

（注）4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 当社は、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の割合、平成29年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

第5回新株予約権 平成24年7月13日取締役会決議及び平成24年7月20日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の数(個)	590(注)1	590(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,000(注)1、6	59,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120(注)2、6	120(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成26年8月1日 至平成31年7月31日	自平成26年8月1日 至平成31年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120 資本組入額 60(注)6	発行価格 120 資本組入額 60(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

本新株予約権の権利者(以下、「本新株予約権者」という)の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。

本新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が、任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

第5回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第5回新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

（注）4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 当社は、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の割合、平成29年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

第6回新株予約権 平成26年12月11日取締役会決議及び平成26年12月15日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の数(個)	118(注)1	110(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,800(注)1、6	11,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	280(注)2、6	280(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成27年8月1日 至平成32年7月31日	自平成27年8月1日 至平成32年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280 資本組入額 140(注)6	発行価格 280 資本組入額 140(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

本新株予約権の権利者(以下、「本新株予約権者」という)の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。

本新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が、任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

第6回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第6回新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

（注）4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 当社は、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の割合、平成29年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

第7回新株予約権 平成28年4月13日取締役会決議及び平成28年4月28日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の数(個)	40(注)1	40(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000(注)1、6	4,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	290(注)2、6	290(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成29年2月1日 至平成34年1月31日	自平成29年2月1日 至平成34年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 290 資本組入額 145(注)6	発行価格 290 資本組入額 145(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

本新株予約権の権利者(以下、「本新株予約権者」という)の相続人は、相続した本新株予約権を行使することはできない。

本新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役及び監査役が、任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

当社が本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には行使できない。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

第7回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第7回新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

（注）4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 当社は、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の割合、平成29年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

第8回新株予約権 平成30年3月13日取締役会決議及び平成30年3月23日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成30年1月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年3月31日)
新株予約権の数(個)	-	1,330(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	133,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	2,938(注)2
新株予約権の行使期間	-	自平成31年5月1日 至平成37年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 2,938 資本組入額 1,469
新株予約権の行使の条件	-	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)5

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成30年3月12日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金2,890円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社ののれん償却前営業利益が、下記(a)乃至(c)に掲げる条件のいずれかを充たしている場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を限度として、当該のれん償却前営業利益が下記(a)乃至(c)に掲げる水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

- (a) 平成31年1月期乃至平成33年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が500百万円を超過した場合：20%
- (b) 平成31年1月期乃至平成34年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が600百万円を超過した場合：50%
- (c) 平成31年1月期乃至平成35年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が700百万円を超過した場合：100%

なお、上記におけるのれん償却前営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益に、キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合、連結キャッシュ・フロー計算書）におけるのれん償却額を加算して、のれん償却前営業利益を算出するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

第8回新株予約権割当契約書に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から第8回新株予約権割当契約書に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 a 記載の
資本金等増加限度額から、上記 a に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記 3 に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記 4 に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年4月1日 (注)1	1,000	27,000	15,000	65,000	12,000	52,000
平成28年3月24日 (注)2	100	27,100	633	65,633	633	52,633
平成28年3月29日 (注)2	880	27,980	5,572	71,205	5,572	58,205
平成28年12月7日 (注)3	1,371,020	1,399,000	-	71,205	-	58,205
平成29年4月24日 (注)4	120,000	1,519,000	110,400	181,605	110,400	168,605
平成29年5月26日 (注)5	41,000	1,560,000	37,720	219,325	37,720	206,325
平成29年2月1日～ 平成29年8月31日 (注)2	59,950	1,619,950	5,601	224,926	5,601	211,926
平成29年9月1日 (注)6	1,619,950	3,239,900	-	224,926	-	211,926
平成29年9月2日～ 平成30年1月31日 (注)2	45,800	3,285,700	2,483	227,410	2,483	214,410

- (注)1. 有償第三者割当増資
発行価格 27,000円
資本組入額 15,000円
割当先 株式会社ネットワーク、永森 信一
2. 新株予約権の行使によるものであります。
3. 平成28年11月21日開催の取締役会決議により、平成28年12月7日付で普通株式1株を50株とする株式分割を行っております。
4. 平成29年4月24日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式120,000株(発行価格2,000円、引受価額1,840円、資本組入額920円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ110,400千円増加しております。
5. 平成29年5月26日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式総数は、41,000株増加しております。
6. 平成29年8月10日開催の取締役会決議により、平成29年9月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。
7. 平成30年2月1日から平成30年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が23,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ990千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成30年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	28	18	14	8	2,357	2,429	-
所有株式数 (単元)	-	940	1,554	850	365	115	29,020	32,844	1,300
所有株式数の割合(%)	-	2.86	4.73	2.59	1.11	0.35	88.36	100.00	-

(7) 【大株主の状況】

平成30年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
永森信一	東京都練馬区	1,212,000	36.88
佐藤直浩	埼玉県所沢市	478,000	14.54
松浦崇	東京都世田谷区	182,000	5.53
株式会社ネットワーク	東京都千代田区神保町二丁目11番15号 住友商事神保町ビル	75,000	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	52,200	1.58
池原邦彦	神奈川県茅ヶ崎市	28,600	0.87
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10 号	25,800	0.78
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	22,300	0.67
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	19,800	0.60
濱畑智子	沖縄県宜野湾市	19,500	0.59
計	-	2,115,200	64.37

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,284,400	32,844	単元株式数は100株 であります。
単元未満株式	普通株式 1,300	-	-
発行済株式総数	3,285,700	-	-
総株主の議決権	-	32,844	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第 1 回新株予約権 平成23年 8 月30日臨時株主総会決議

決議年月日	平成23年 8 月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社従業員 36名 社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員28名、監査役1名となっております。

第 5 回新株予約権 平成24年 7 月20日臨時株主総会決議

決議年月日	平成24年 7 月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社従業員 15名 社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員11名となっております。

第 6 回新株予約権 平成26年12月15日臨時株主総会決議

決議年月日	平成26年12月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1名 当社従業員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在における付与対象者数の区分及び人数は、当社監査役 1名、当社従業員 9名となっております。

第 7 回新株予約権 平成28年 4 月28日定時株主総会決議

決議年月日	平成28年 4 月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第 8 回新株予約権 平成30年 3 月23日取締役会決議

決議年月日	平成30年 3 月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社従業員 56名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元と同時に、財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。当社の配当に関する基本方針は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、業績の推移、財務状況、事業計画に基づく資金需要等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら、経営成績に合わせた利益配分を基本方針としております。配当による利益還元につきましては、継続的に検討してまいりましたが、将来の事業拡大に向けた内部留保の充実を図ることを優先し、剰余金の配当を実施していませんでした。

しかしながら、当事業年度において企業業績が堅調に推移するとともに、将来の持続的な成長に向けた財務基盤も整ってきたことから、株主の皆様への利益還元をより明確なものとするため、配当を実施していくことを決定いたしました。

なお、剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

また、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年7月31日基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)
平成30年4月25日 定時株主総会	32,857	10.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成26年1月	平成27年1月	平成28年1月	平成29年1月	平成30年1月
最高(円)	-	-	-	-	4,725
最低(円)	-	-	-	-	2,397

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。
2. 当社株式は、平成29年4月25日から東京証券取引所マザーズに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。
3. 最高・最低株価は、株式分割(平成29年9月1日付で、1株につき2株の割合で実施)による権利落後の株価であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年8月	9月	10月	11月	12月	平成30年1月
最高(円)	4,725	4,575	4,350	4,090	4,070	3,600
最低(円)	2,397	3,820	3,805	3,650	3,150	3,280

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。
2. 最高・最低株価は、株式分割(平成29年9月1日付で、1株につき2株の割合で実施)による権利落後の株価であります。

5【役員の状況】

男性 7名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		佐藤 直浩	昭和33年7月8日生	昭和56年4月 日本テキサス・インスツル メンツ(株) 入社 昭和63年11月 日本アイ・ピー・エム(株) 入社 平成18年8月 (株)エム・ピー・テクノロ ジーズ(現(株)インタア・ ホールディングス) 入社 平成18年8月 Guest-Tek Interactive Entertainment Ltd. (Canada) 取締役 就任 平成18年10月 (株)エム・ピー・テクノロ ジーズ(現(株)インタア・ ホールディングス) 取締 役社長 就任 平成21年2月 当社代表取締役社長 就任 (現任) 平成21年2月 (株)エム・ピー・ホールディ ングス(現(株)インタア・ ホールディングス) 代表 取締役社長 就任 平成22年10月 同社 代表取締役社長 辞 任	2	478,000
取締役副社長	ソリューション 本部長	松浦 崇	昭和43年9月19日生	平成3年4月 日本ユニシス(株) 入社 平成13年7月 シトリックス・システム ズ・ジャパン(株) 入社 平成18年2月 (株)エム・ピー・テクノロ ジーズ(現(株)インタア・ ホールディングス) 入 社 ソリューション本部本 部長 平成21年2月 当社取締役ソリューション 本部長 就任 平成21年10月 (株)エム・ピー・ホールディ ングス(現(株)インタア・ ホールディングス) 取締役 就任 平成24年6月 同社 取締役 辞任 平成25年4月 当社取締役副社長 ソ リューション本部長 就任 (現任)	2	182,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		萬歳 浩一郎	昭和49年2月19日生	平成10年4月 メリルリンチ証券(株)東京支店 入社 平成13年10月 ドイツ証券(株)東京支店 入社 平成16年3月 メリルリンチ日本証券(株) 入社 平成19年3月 三菱UFJメリルリンチPB証券(株)へ転籍 平成19年5月 ドイツ証券(株) 入社 平成23年1月 (株)システム・ビット 入社 平成23年3月 当社監査役 就任 平成23年8月 当社取締役 就任(現任) 平成23年8月 栄進商事(株) 取締役 就任(現任) 平成23年11月 (株)システム・ビット 取締役 就任 平成27年12月 ライフサイエンスコンピュータ(株) 代表取締役社長 就任(現任) 平成27年12月 (株)システム・ビット 代表取締役社長 就任(現任) 平成30年1月 (株)アクション・ジャパン 取締役 就任	2	13,000
取締役		高谷 英一	昭和23年5月4日生	昭和46年4月 住友商事(株) 入社 平成9年4月 住商データコム(株) 代表取締役社長 就任 平成13年4月 函研ネットウエイブ(株) 代表取締役社長 就任 平成20年7月 ニューグラス(株) 代表取締役社長 就任(現任) 平成21年8月 フォーティネットジャパン(株)入社 平成26年6月 (株)クリエイターズ・ヘッド 取締役 就任(現任) 平成29年4月 当社取締役 就任(現任)	2	700
監査役 (常勤)		鶴田 二郎	昭和36年6月18日生	昭和59年4月 シャープ(株) 入社 昭和61年2月 日本アイ・ピー・エム(株) 入社 平成21年4月 (株)エス・アンド・アイ 入社 平成25年4月 当社監査役 就任 平成28年4月 当社監査役 辞任 平成28年4月 当社監査役 就任(現任)	3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		松田 英典	昭和23年2月4日生	昭和45年4月 日本アイ・ピー・エム(株) 入社 平成13年6月 コムテック(株) 代表取締役社長 就任 平成15年1月 (株)エスアールエルテクノシステム 代表取締役社長 就任 平成19年7月 ビジネス・コンシェルジュ(株) 代表取締役社長 就任 平成21年7月 (株)I S I Dアドバンスアウトソーシング 代表取締役社長 就任 平成26年7月 ビジネス・コンシェルジュ(株) 代表取締役社長 就任(現任) 平成28年4月 当社監査役 就任(現任)	3	-
監査役		山本 勲	昭和23年8月20日生	昭和48年4月 (株)池野通建 入社 昭和56年8月 日本デジタルイクイップメント(株) 入社 平成8年5月 アップルジャパン(株) 入社 平成9年10月 オートデスク(株) 入社 平成10年10月 バーンジャパン(株) 入社 平成11年9月 シトリックス・システムズ・ジャパン(株) 入社 平成18年7月 同社 執行役員 営業本部長 平成19年4月 同社執行役員 副社長 平成29年4月 当社監査役 就任(現任)	3	-
計						673,700

- (注) 1. 監査役 鶴田二郎及び監査役 松田英典は、平成28年4月28日開催の当社定時株主総会より社外監査役であります。なお、監査役 鶴田二郎は平成25年4月より当社監査役に就任しておりますが、平成28年4月に辞任し、改めて社外監査役として就任しております。取締役 高谷英一は、平成29年4月28日開催の当社定時株主総会より社外取締役であります。監査役 山本勲は、平成29年4月28日開催の当社定時株主総会より社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、平成30年4月25日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役 鶴田二郎及び監査役 松田英典の任期は、平成28年12月15日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。監査役 山本勲の任期は、平成29年4月28日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

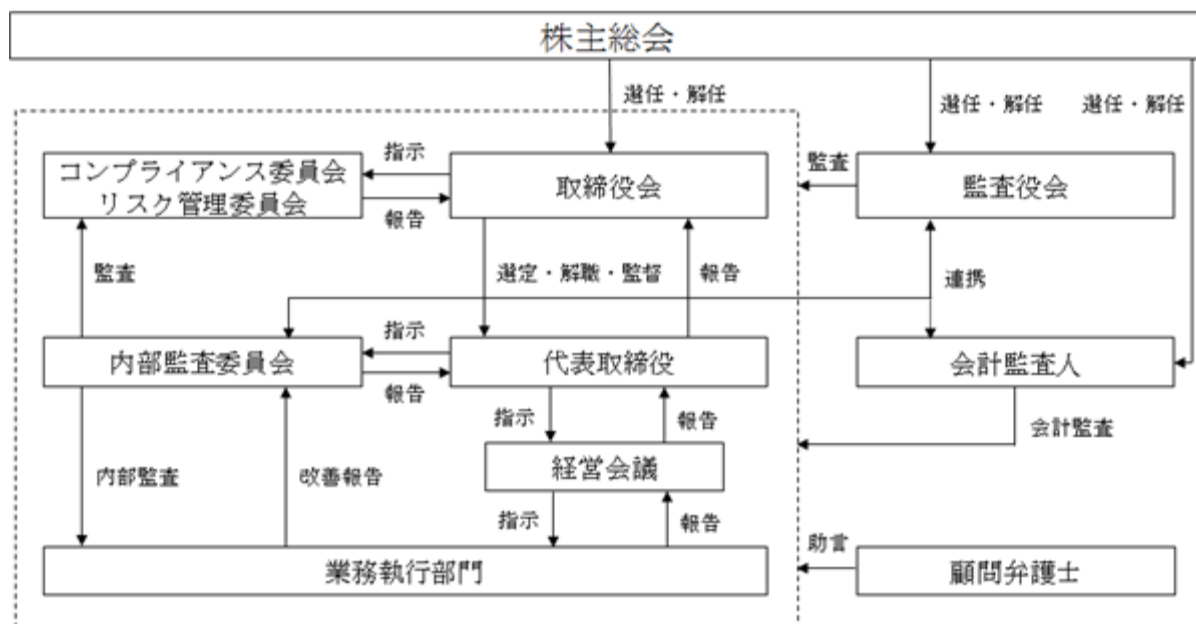
当社は、株主をはじめ、お客様や取引先、従業員といったステークホルダーの利益を考慮しつつ、安定的な成長と発展による企業価値の最大化が重要であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

企業統治の体制

a 企業統治の概要

当社は監査役会制度を採用しており、以下の体制により経営の運営、法令及び定款の適合の確認を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



b 当該体制を採用する理由

当社は、透明度の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制の構築を図るため、当該体制を採用しております。

c 取締役会

当社の取締役会は取締役4名により構成されており、月1回定時取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を多面的に監督・監視し、当社の経営の効率性及び透明性を確保できるよう努めております。

また、業務執行は、執行役員2名を選任し、権限委譲した組織運営を行い、より迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。

d 監査役及び監査役会

当社の監査役会は3名で構成されており、全て社外監査役であり、うち1名は常勤監査役であります。監査役会は原則として、月1回開催し、監査状況の確認及び協議を行うほか内部監査担当者や会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めています。

また、各監査役は、監査役会で策定された監査役会規程、監査役監査規程及び監査計画に基づき、取締役会及び経営会議などの重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役及び各部門にヒアリングを行い、経営に対して適正な監視を行うこととしております。さらに、内部監査人及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

e 経営会議

経営会議は、代表取締役社長、取締役副社長及び執行役員で構成されており、常勤監査役もオブザーバーとして参加しております。経営会議は、原則として毎週1回定期的に行っているほか、必要に応じて、臨時に開催いたします。経営会議は、職務権限上の意思決定機関ではありませんが、経営状況を把握するとともに、取締役会への起案、報告事項を決定し、必要に応じて各部門の責任者も交え、情報共有と意見交換の場として、活発な議論を交換しております。また、業務遂行上の営業会議・管理本部関連の会議等を通じ、職務権

限・業務分掌規程等に基づく牽制が有効に機能しているかどうかについて、関係者間の意見調整、問題点の把握に努めております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

- a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 取締役及び使用人は行動規範に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務執行にあたり、法令・定款及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。
コンプライアンス体制の維持・構築については、代表取締役を責任者とする「内部監査委員会」を設置し、内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況把握、監視、対応を定期的に行い、代表取締役に報告するものとします。
 - ロ 取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に基づいて、取締役及び使用人がコンプライアンスの意識を高めるための社内教育、研修を定期的に行うものとします。また、内部監査担当者は、コンプライアンス委員会の活動状況を定期的に監査するものとします。
 - ハ 法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報規程に基づき内部通報制度を構築するものとします。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 取締役は、その職務の執行に係る情報を、文書保存管理規程等に基づき、担当職務に従い適切に保存・管理します。
 - ロ 必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、閲覧可能な状態を維持します。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 危機管理体制については、リスク管理を統括する組織として取締役を責任者とするリスク管理委員会を設置します。また、リスク管理委員会は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとします。さらにリスク管理委員会は定期的に取り締役に對してリスク管理に関する事項を報告するものとします。
 - ロ 内部監査委員会はリスク管理委員会の活動状況を定期的に監査するものとします。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役等の職務分掌に基づき、代表取締役及び業務担当取締役に業務の執行を行わせませす。代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項について、職務権限規程等に定める手続により必要な決定を行います。これらの規程は、法令の改廃に伴う変更や職務執行の効率化を図る必要がある場合は、随時見直します。
- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて人員を配置します。
 - ロ 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、補助すべき使用人が兼任で監査役補助業務を担う場合には、監査役の指揮命令に関し、取締役以下補助すべき使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととします。
 - ハ 補助すべき使用人の人事に関しては、事前に監査役と協議し、同意を得ます。
- f 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - イ 取締役は、取締役会等を通じて、監査役に対して重要な報告及び情報提供を行う体制を整備します。
 - ロ 取締役は、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。

g その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会及びその他重要な経営会議に出席し、意見を表明します。監査役は、代表取締役と定期的に会合を行い、経営上の課題、会社を取り巻くリスク及び監査上の重要な課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図ります。

また、監査役は、内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人、顧問弁護士と意見交換等を実施できるものとし、

h 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力との関係を一切持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役及び使用人に周知徹底します。また、顧問弁護士、警察等の外部の専門家とも連携し、体制を整備し、組織全体で毅然とした対応をします。

内部監査及び監査役監査の状況

当社では、被監査部門から独立した内部監査委員会が内部監査規程に基づき、業務監査を実施しております。内部監査委員会は、代表取締役社長を委員長とし、取締役副社長、管理本部長の3名で構成されております。内部監査担当者は、当社の業務部門の監査を、内部監査規程及び年度計画に基づいて行い、会社の業務運営が法令、社内規程、経営方針等に従って、適切かつ有効に執行されているかを監査しております。

また、監査の結果報告を代表取締役・監査役等に行い、各部門へ業務改善案等の助言も行っております。

監査役については、3名（うち常勤監査役1名）を選任しております。監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに、重要な決裁書類を閲覧し、取締役の職務執行及び意思決定についての適法性・適正性を監査しております。

なお、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、三様監査連絡会を定期的開催するほか、適時に協議、意見交換を行い、連携を行う体制になっております。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

当事業年度において会計監査を受けた公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。なお、継続監査年数については、7年以下であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 奥見 正浩
公認会計士 松尾 信吉

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名
その他 10名

社外取締役及び社外監査役について

当社の社外取締役である高谷英一氏は、当社普通株式を700株保有しておりますが、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。当社の社外監査役である鶴田二郎氏は、当社新株予約権を30個保有しておりますが、当社と人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。当社と社外監査役である松田英典氏の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。当社と社外監査役である山本勲氏の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

高谷英一氏は、他の会社での取締役として豊富な経営経験を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

鶴田二郎氏は、IT業界での勤務経験が長い監査役として、業界全体に対する広い見識と経験を有しており、取締役の職務の執行全般にわたり適正性・適法性を確保するために社外監査役として選任しております。松田英典氏は、他の会社での取締役として豊富な経営経験を持つ監査役として、経営の監視や適切な助言を期待できることから社外監査役として選任しております。山本勲氏は、IT業界での勤務経験が長い監査役として、業界全体に対する広い見識と経験を有しており、取締役の職務の執行全般にわたり適正性・適法性を確保するために社外監査役として選任しております。

当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針について特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外監査役を選任しており、経営の独立性を担保していると認識しております。

リスク管理体制の整備状況及びコンプライアンス体制の整備状況

a リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。取締役副社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として四半期に1回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

また、当社の内部監査部署である内部監査委員会が、リスク管理体制全般の適切性、有効性を検証しております。

b コンプライアンス体制の整備状況

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。取締役副社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、研修等必要な諸活動を推進、管理しております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、「内部通報規程」に基づく、内部通報制度を整備しております。

c 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

当社は、業務上取り扱う顧客等の情報及び当社の企業情報を各種漏洩リスクから守るため、代表取締役社長が「情報セキュリティポリシー」を宣言しております。具体的には、「情報セキュリティ規程」を定め、情報システム統括責任者及び情報システム責任者を中心に情報のセキュリティレベルを設け、それぞれのレベルに応じてアクセス権限を設けて管理しております。また、個人情報保護法に対応するため、当社で保存する個人情報について「個人情報保護規程」を定めております。

さらに、当社では、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）に準拠して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備し運用するために、JAPHICマークを取得し、当社の情報資産の保護に万全を尽くすとともに、情報システムの有効性、効率性、機密性等の確保を図っております。

役員報酬の内容

a 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

第10期事業年度における役員報酬の内容は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	退職慰労金	ストック・オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	34,956	34,956	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	300	300	-	-	-	1
社外取締役	1,170	1,170	-	-	-	1
社外監査役	9,840	9,840	-	-	-	3

b 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

c 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨定款に定めています。

責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当社定款において監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年7月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
12,000	1,000	13,500	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社が、監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、コンフォートレター（監査人から引受事務幹事会社への書簡）の作成業務であります。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等により提示される監査計画の内容を基に、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、監査役会の同意を得た上で決定することとしています。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年2月1日から平成30年1月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計情報誌の購読等を行っています。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	602,634	775,447
売掛金	355,836	957,907
商品	146,677	193,670
仕掛品	8,624	4,850
前渡金	45,070	59,106
前払費用	11,112	14,009
繰延税金資産	14,416	7,111
その他	12,171	6,455
流動資産合計	1,196,544	2,018,559
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,029	31,386
減価償却累計額	2,304	964
建物(純額)	1,724	30,421
工具、器具及び備品	64,816	97,420
減価償却累計額	38,788	56,887
工具、器具及び備品(純額)	26,027	40,533
有形固定資産合計	27,752	70,954
無形固定資産		
のれん	6,403	4,143
ソフトウェア	1,592	1,152
無形固定資産合計	7,996	5,295
投資その他の資産		
投資有価証券	1,000	1,000
長期前払費用	831	172
保険積立金	36,439	40,296
その他	3,554	47,488
投資その他の資産合計	41,825	88,957
固定資産合計	77,574	165,207
資産合計	1,274,118	2,183,767

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	314,682	762,129
未払金	36,788	12,577
未払費用	3,747	490
未払法人税等	89,010	37,901
未払消費税等	30,476	32,669
前受金	82,093	121,359
預り金	1,216	1,986
前受収益	356	329
その他	3,945	8,387
流動負債合計	562,317	977,832
固定負債		
繰延税金負債	5,160	5,727
資産除去債務	4,151	-
その他	30,755	30,755
固定負債合計	40,067	36,482
負債合計	602,384	1,014,315
純資産の部		
株主資本		
資本金	71,205	227,410
資本剰余金		
資本準備金	58,205	214,410
その他資本剰余金	40,000	40,000
資本剰余金合計	98,205	254,410
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	8,200	7,427
繰越利益剰余金	495,424	684,314
利益剰余金合計	503,624	691,741
株主資本合計	673,036	1,173,562
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	1,517	4,262
評価・換算差額等合計	1,517	4,262
新株予約権	215	152
純資産合計	671,734	1,169,452
負債純資産合計	1,274,118	2,183,767

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
売上高		
商品売上高	2,885,443	3,756,813
サービス売上高	390,165	569,831
売上高合計	3,275,608	4,326,644
売上原価		
商品売上原価	2,313,949	3,207,047
サービス売上原価	324,936	420,919
売上原価合計	2,638,885	3,627,967
売上総利益	636,723	698,677
販売費及び一般管理費	1, 2 388,229	1, 2 444,792
営業利益	248,494	253,884
営業外収益		
受取利息	55	63
有価証券利息	50	48
為替差益	-	15,251
助成金収入	3,000	4,000
保険解約返戻金	6,808	-
その他	422	2,265
営業外収益合計	10,337	21,629
営業外費用		
支払利息	14	-
為替差損	40,986	-
株式公開費用	-	3,157
株式交付費	-	3,729
その他	90	-
営業外費用合計	41,090	6,886
経常利益	217,740	268,627
税引前当期純利益	217,740	268,627
法人税、住民税及び事業税	89,010	71,435
法人税等調整額	11,381	9,074
法人税等合計	77,629	80,510
当期純利益	140,110	188,116

【商品売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
期首商品たな卸高		26,607	146,677
当期商品仕入高		2,434,576	3,272,496
たな卸資産評価損		8,724	489
合計		2,469,908	3,419,663
他勘定振替高		556	18,456
期末商品たな卸高		155,402	194,159
当期商品売上原価		2,313,949	3,207,047

(注) 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
工具、器具及び備品	-	15,712
消耗品費	556	2,743
合計	556	18,456

【サービス売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)		当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		156,383	43.4	157,218	34.6
外注費		168,206	46.6	251,567	55.3
経費	1	36,146	10.0	46,077	10.1
当期総製造費用		360,736	100.0	454,863	100.0
期首仕掛品たな卸高		7,278		8,624	
他勘定振替高	2	34,454		37,717	
期末仕掛品たな卸高		8,624		4,850	
当期サービス売上原価		324,936		420,919	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成28年2月1日	(自	平成29年2月1日
	至	平成29年1月31日)	至	平成30年1月31日)
地代家賃		11,122		14,342
旅費交通費		7,907		9,152
消耗品費		8,495		11,817
減価償却費		3,328		4,763

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成28年2月1日	(自	平成29年2月1日
	至	平成29年1月31日)	至	平成30年1月31日)
営業活動費		22,762		20,072
システム整備費		1,577		2,725
研究開発費		10,114		14,920
合計		34,454		37,717

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	65,000	52,000	40,000	92,000	4,506	359,006	363,513	520,513
当期変動額								
新株の発行	6,205	6,205		6,205				12,411
特別償却準備金の積立					4,622	4,622	-	-
特別償却準備金の取崩					929	929	-	-
当期純利益						140,110	140,110	140,110
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	6,205	6,205	-	6,205	3,693	136,417	140,110	152,522
当期末残高	71,205	58,205	40,000	98,205	8,200	495,424	503,624	673,036

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	6,285	6,285	867	527,666
当期変動額				
新株の発行				12,411
特別償却準備金の積立				-
特別償却準備金の取崩				-
当期純利益				140,110
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,803	7,803	651	8,455
当期変動額合計	7,803	7,803	651	144,067
当期末残高	1,517	1,517	215	671,734

当事業年度（自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	71,205	58,205	40,000	98,205	8,200	495,424	503,624	673,036
当期変動額								
新株の発行	156,204	156,204		156,204				312,409
特別償却準備金の積立					1,375	1,375	-	-
特別償却準備金の取崩					2,148	2,148	-	-
当期純利益						188,116	188,116	188,116
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	156,204	156,204	-	156,204	772	188,889	188,116	500,526
当期末残高	227,410	214,410	40,000	254,410	7,427	684,314	691,741	1,173,562

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,517	1,517	215	671,734
当期変動額				
新株の発行				312,409
特別償却準備金の積立				-
特別償却準備金の取崩				-
当期純利益				188,116
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,745	2,745	63	2,808
当期変動額合計	2,745	2,745	63	497,717
当期末残高	4,262	4,262	152	1,169,452

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	217,740	268,627
減価償却費	12,016	21,661
のれん償却額	2,259	2,259
株式公開費用	-	3,157
株式交付費	-	3,729
保険解約返戻金	6,808	-
受取利息及び受取配当金	105	112
支払利息	14	-
為替差損益(は益)	7,248	1,940
売上債権の増減額(は増加)	102,711	602,070
たな卸資産の増減額(は増加)	121,416	51,968
前渡金の増減額(は増加)	22,523	14,035
未収入金の増減額(は増加)	229	3,039
仕入債務の増減額(は減少)	186,507	447,447
前受金の増減額(は減少)	13,895	39,266
未払消費税等の増減額(は減少)	11,341	2,193
その他	12,644	19,019
小計	210,330	106,116
利息及び配当金の受取額	105	112
利息の支払額	14	-
法人税等の支払額	-	133,515
法人税等の還付額	3,861	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	214,284	27,286
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	22,208	55,240
無形固定資産の取得による支出	-	388
保険積立金の積立による支出	3,851	3,856
保険積立金の解約による収入	18,257	-
敷金の差入による支出	-	47,981
敷金の回収による収入	-	3,554
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,802	103,912
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	6,860	-
株式の発行による収入	11,760	292,510
ストックオプションの行使による収入	-	16,106
株式公開費用の支出	-	3,157
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,900	305,459
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,865	1,446
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	205,515	172,812
現金及び現金同等物の期首残高	397,118	602,634
現金及び現金同等物の期末残高	602,634	775,447

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)で評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用)は、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

また、のれんについては、その効果の及ぶ期間(5年)に基づく定額法によっております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替予約は外貨建営業債権債務に係る将来の為替レート変動リスクを回避する目的で個別的に為替予約取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

外貨建輸入取引（ヘッジ対象）とその外貨建輸入取引の為替リスクをヘッジする為替予約（ヘッジ手段）とは重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため有効性の判断を省略しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

10. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

(税効果会計に係る会計基準等)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）

(1) 概要

当該会計基準等は、日本公認会計士協会から公表されている税効果会計に関する実務指針等（会計に関する部分）について、基本的にはその内容を踏襲した上で、企業会計基準委員会に移管されたものであります。移管に際して、企業会計基準委員会が見直しを行った主な改正点は次のとおりであります。

(表示に関する見直し)

・繰延税金資産は「投資その他の資産」、繰延税金負債は「固定負債」の区分に一括で表示する。

(注記事項に関する見直し)

・繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって当該金額が重要であるときは、評価性引当額の合計額を、「税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額」と「将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額」に区分して記載する。また、評価性引当額（合計額）に重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容を記載する。

・繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって当該金額が重要であるときは、繰越期限別に、繰越欠損金の額（税効果額）、繰越欠損金に係る評価性引当額及び繰延税金資産の額を記載する。また、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由を記載する。

(2) 適用予定日

平成32年1月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による連結財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度67.3%、当事業年度60.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度32.7%、当事業年度39.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)	当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)
役員報酬	42,811千円	45,486千円
給料及び手当	161,475千円	170,748千円
減価償却費	8,687千円	16,404千円
退職給付費用	6,946千円	7,723千円

- 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)	当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)
	11,604千円	17,735千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	27,000	1,372,000	-	1,399,000
合計	27,000	1,372,000	-	1,399,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(変動事由の概要)

1. 普通株式の発行済株式総数の増加980株は新株予約権の行使による新株発行によるものであります。
2. 当社は平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。
3. 普通株式の発行済株式総数の増加1,371,020株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	215
合計			-	-	-	-	215

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,399,000	1,886,700	-	3,285,700
合計	1,399,000	1,886,700	-	3,285,700
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（変動事由の概要）

1. 普通株式の発行済株式総数の増加105,750株は新株予約権の行使による新株発行によるものであります。
2. 平成29年 4月24日を払込期日とする公募増資及び平成29年 5月26日を払込期日とするオーバーアロートメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式総数は、161,000株増加しております。
3. 普通株式の発行済株式総数の増加1,619,950株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	152
合計			-	-	-	-	152

3. 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年 4月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	32,857	10	平成30年 1月31日	平成30年 4月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
現金及び預金勘定	602,634千円	775,447千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	602,634	775,447

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。

売掛金に関する顧客の信用リスクは、取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの低減を図っております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

このうちの一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）

前事業年度（平成29年1月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	602,634	602,634	-
(2) 売掛金	355,836	355,836	-
資産計	958,471	958,471	-
(1) 買掛金	314,682	314,682	-
(2) 未払金	36,788	36,788	-
負債計	351,470	351,470	-
(1) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,750)	(1,750)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,195)	(2,195)	-
デリバティブ取引 計 (*1)	(3,945)	(3,945)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当事業年度（平成30年1月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	775,447	775,447	-
(2) 売掛金	957,907	957,907	-
資産計	1,733,354	1,733,354	-
(1) 買掛金	762,129	762,129	-
(2) 未払金	12,577	12,577	-
負債計	774,707	774,707	-
(1) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,243)	(2,243)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(6,144)	(6,144)	-
デリバティブ取引 計 (*1)	(8,387)	(8,387)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から揭示された価格等によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
非上場社債	1,000	1,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2. 金融商品の時価等に関する事項」には、含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(平成29年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	602,634	-	-	-
売掛金	355,836	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	1,000	-	-
合計	958,471	1,000	-	-

当事業年度(平成30年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	775,447	-	-	-
売掛金	957,907	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	1,000	-	-
合計	1,733,354	1,000	-	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(平成29年1月31日)

非上場社債(貸借対照表計上額1,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成30年1月31日)

非上場社債(貸借対照表計上額1,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度(平成29年1月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	101,635	-	1,750	1,750
	米ドル				
	売建	-	-	-	
	米ドル				
合計		101,635	-	1,750	1,750

(注) 時価の算定方法
取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(平成30年1月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	85,671	-	2,243	2,243
	米ドル				
	売建	-	-	-	
	米ドル				
合計		85,671	-	2,243	2,243

(注) 時価の算定方法
取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

前事業年度（平成29年1月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
繰延ヘッジ	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	97,070	-	2,195
	合計		97,070	-	2,195

(注) 時価の算定方法
取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度（平成30年1月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
繰延ヘッジ	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	368,815	-	6,144
	合計		368,815	-	6,144

(注) 時価の算定方法
取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため確定拠出年金制度及び前払退職金制度を選択制にて導入しております。

2. 確定拠出制度及び前払退職金制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は3,125千円、前払退職金制度の支給額は9,470千円であります。

当事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため確定拠出年金制度及び前払退職金制度を選択制にて導入しております。

2. 確定拠出制度及び前払退職金制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は3,400千円、前払退職金制度の支給額は10,482千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)	当事業年度 (自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	-	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 36名 社外協力者 1名	当社取締役 1名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 118,000株	普通株式 17,000株
付与日	平成23年8月31日	平成23年8月31日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成25年9月1日 至 平成30年8月31日	自 平成25年9月1日 至 平成30年8月31日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 15名 社外協力者 1名	当社監査役 1名 当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 125,000株	普通株式 23,500株
付与日	平成24年7月31日	平成26年12月16日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年8月1日 至 平成31年7月31日	自 平成27年8月1日 至 平成32年7月31日

	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,000株
付与日	平成28年5月2日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年2月1日 至 平成34年1月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の割合、平成29年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で行った株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成30年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	109,000	17,000	115,000
権利確定	-	-	-
権利行使	97,000	5,000	56,000
失効	400	-	-
未行使残	11,600	12,000	59,000

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	7,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	7,000
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	17,500	-
権利確定	-	7,000
権利行使	4,700	3,000
失効	1,000	-
未行使残	11,800	4,000

(注) 平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の割合、平成29年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で行った株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

(単位：円)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格	71	83	120
行使時平均株価	3,534	3,000	3,362
付与日における公正な評価単価	-	-	-

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格	280	290
行使時平均株価	3,524	3,295
付与日における公正な評価単価	-	-

(注) 平成28年12月7日付で普通株式1株につき50株の割合、平成29年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で行った株式分割による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産額法、取引事例法、DCF法、類似会社比準法の併用方式によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 322,172千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
513,704千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年1月31日)	当事業年度 (平成30年1月31日)
(流動の部)		
繰延税金資産		
減価償却費	1,306千円	837千円
未払事業税	7,057	2,506
棚卸資産	2,568	1,280
繰延ヘッジ損益	677	1,881
未払賞与	2,152	454
その他	654	150
繰延税金資産合計	14,416	7,111
繰延税金資産の純額	14,416	7,111
(固定の部)		
繰延税金資産		
役員退職慰労金	9,417	9,417
資産除去債務	1,435	-
繰延税金資産小計	10,853	9,417
評価性引当額	9,417	9,417
繰延税金資産合計	1,435	-
繰延税金負債		
倒産防止共済	2,449	2,449
特別償却準備金	3,618	3,277
資産除去債務に対応する除去費用	528	-
繰延税金負債合計	6,596	5,727
繰延税金負債の純額	5,160	5,727

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年以内と見積り、0.783%の割引率を使用のうえ、資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成28年2月1日 至平成29年1月31日)	当事業年度 (自平成29年2月1日 至平成30年1月31日)
期首残高	4,118千円	4,151千円
時の経過による調整額	32	16
資産除去債務の履行による減少額	-	3,718
その他増減額(は減少)	-	449
期末残高	4,151	-

(4) 当社は本社及び各拠点の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における現状回復に係る債務を資産除去債

務として認識しております。

なお、当該資産除去債務に関しては、当事業年度より資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込みないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ITインフラ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	商品売上高	サービス売上高	合計
外部顧客への売上高	2,885,443	390,165	3,275,608

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	商品売上高	サービス売上高	合計
外部顧客への売上高	3,756,813	569,831	4,326,644

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	1,160,277	ITインフラ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は、ITインフラ事業の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

前事業年度（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	栄進商事株式会社 (注3)	東京都豊島区	10,000	不動産	-	不動産賃貸借契約	敷金の差入	-	敷金	3,554
							賃貸借契約に伴う家賃 (注)2	18,571	前払費用	1,671

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産賃貸借契約に伴う家賃の取引金額については、近隣の相場を勘案して決定した年間の賃借料及び敷金を記載しております。

3. 当社の主要株主永森信一が、35%を保有しております。

当事業年度（自 平成29年2月1日 至 平成30年1月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	栄進商事株式会社 (注3)	東京都豊島区	10,000	不動産	-	不動産賃貸借契約	賃貸借契約に伴う家賃 (注)2	14,532	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 取引金額に消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

不動産賃貸借契約に伴う家賃の取引金額については、近隣の相場を勘案して決定した年間の賃借料及び敷金を記載しております。

3. 当社の主要株主永森信一が、35%を保有しております。

4. 栄進商事株式会社との取引については、平成29年中の事務所移転に伴い、契約を解消しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)	当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)
1株当たり純資産額	239.99円	355.87円
1株当たり当期純利益金額	50.34円	60.00円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	57.86円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は前事業年度までは非上場であったため、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は、平成29年4月25日に東京証券取引所マザーズに上場しており、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 当社は、平成28年12月7日付で普通株式1株につき、50株の割合、平成29年9月1日付で普通株式1株につき、2株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 2月 1日 至 平成29年 1月31日)	当事業年度 (自 平成29年 2月 1日 至 平成30年 1月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	140,110	188,116
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	140,110	188,116
期中平均株式数(株)	2,782,874	3,134,860
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	116,145
(うち新株予約権(株))	-	(116,145)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権の5種類(新株予約権の数2,655個)。	-

(重要な後発事象)

新株予約権(有償ストック・オプション)の発行

平成30年3月13日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議し、割当を行っております。

当該新株予約権は、平成30年3月23日開催の取締役会で割当決議し、平成30年3月29日に割当が行われております。

新株予約権の発行要項の内容

- | | | |
|-------------------------|-------------------|--------|
| 1. 新株予約権の数 | | 1,330個 |
| 2. 発行価額 | 本新株予約権1個あたり | 4,800円 |
| 3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 本新株予約権1個あたり当社普通株式 | 100株 |
| 4. 行使価額 | 当社普通株式1株あたり | 2,890円 |
| 5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | | |

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 行使期間 平成31年5月1日から平成37年3月28日までとする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社ののれん償却前営業利益が、下記(a)乃至(c)に掲げる条件のいずれかを満たしている場合、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合を限度として、当該のれん償却前営業利益が下記(a)乃至(c)に掲げる水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

(a) 平成31年1月期乃至平成33年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が500百万円を超過した場合
: 20%

(b) 平成31年1月期乃至平成34年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が600百万円を超過した場合
: 50%

(c) 平成31年1月期乃至平成35年1月期のいずれかの期ののれん償却前営業利益が700百万円を超過した場合
: 100%

なお、上記におけるのれん償却前営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益に、キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合、連結キャッシュ・フロー計算書）におけるのれん償却額を加算して、のれん償却前営業利益を算出するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

9. 新株予約権の割当日 平成30年3月29日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社の取締役、監査役及び従業員 63名 1,330個

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が、資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,029	31,386	4,049	31,386	964	2,240	30,421
工具、器具及び備品	64,816	32,604	-	97,420	56,887	18,099	40,533
有形固定資産計	68,845	63,990	4,029	128,807	57,852	20,339	70,954
無形固定資産							
のれん	11,300	-	-	11,300	7,156	2,259	4,143
ソフトウェア	6,679	388	-	7,068	5,916	829	1,152
無形固定資産計	17,979	388	-	18,368	13,073	3,089	5,295
長期前払費用	831	-	658	172	-	-	172

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 サーバ等の取得 14,532千円
 工具、器具及び備品 保守サービス用サーバ等 10,246千円
 建物 新オフィスの工事 31,386千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	775,447
小計	775,447
合計	775,447

b 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	564,327
株式会社ネットワーク	49,033
NTTアドバンステクノロジー株式会社	28,555
富士通株式会社	26,978
日本アイ・ピー・エム株式会社	21,547
その他	267,465
合計	957,907

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
355,836	4,672,776	4,070,705	957,907	80.95	51.31

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

c 商品

品目	金額(千円)
仮想デスクトップ専用シンクライアント端末	84,547
その他	109,122
合計	193,670

d 仕掛品

品目	金額(千円)
システム構築作業	4,850
合計	4,850

流動負債
a 買掛金

相手先	金額(千円)
デル株式会社	556,600
Atrust Computer Corporation	61,064
日本ヒューレット・パカード株式会社	27,247
株式会社ネットワーク	22,155
シトリックス・システムズ・ジャパン株式会社	15,827
その他	79,232
合計	762,129

b 前受金

相手先	金額(千円)
株式会社ネットワーク	41,014
学校法人鹿島学園	10,497
株式会社ピー・ピーシステムズ	4,833
株式会社アイ・ユー・ケイ	4,075
丸紅情報システムズ株式会社	3,936
その他	57,002
合計	121,359

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,077,423	2,194,450	3,025,111	4,326,644
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	109,658	204,908	232,552	268,627
四半期(当期)純利益金額(千円)	75,535	141,095	160,003	188,116
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	26.84	47.09	51.85	60.00

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	26.84	20.66	5.79	8.57

(注) 当社は、平成29年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、平成30年1月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後から3ヶ月以内
基準日	1月31日
剰余金の配当の基準日	7月31日 1月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故やその他やむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL: http://www.ascentech.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
平成29年3月21日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成29年4月6日及び平成29年4月17日関東財務局長に提出。
平成29年3月21日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第9期）（自平成28年2月1日至平成29年1月31日）平成29年4月28日関東財務局長に提出。
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第10期第1四半期）（自平成29年2月1日至平成29年4月30日）平成29年6月8日関東財務局長に提出。
（第10期第2四半期）（自平成29年5月1日至平成29年7月31日）平成29年9月12日関東財務局長に提出。
（第10期第3四半期）（自平成29年8月1日至平成29年10月31日）平成29年12月12日関東財務局長に提出。
- (4) 臨時報告書
平成29年4月26日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
平成29年5月1日関東財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。
平成30年3月13日関東財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。
平成30年4月26日関東財務局長に提出。
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書
平成30年3月13日に提出した臨時報告書に係る訂正報告書であります。
平成30年3月29日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月24日

アセンテック株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾 信吉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアセンテック株式会社の平成29年2月1日から平成30年1月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセンテック株式会社の平成30年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。